

佐賀県伊万里港振興会規約

(名 称)

第1条 本会は、佐賀県伊万里港振興会（以下「振興会」という。）という。

(目 的)

第2条 振興会は、官民一体となって、輸出入貨物の集荷促進、航路の開拓・充実等、伊万里港の利用促進を図り、伊万里港の国際貿易港としての発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 振興会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 輸出入貨物の集荷促進に関する事業
- (2) 航路の開拓及び充実に関する事業
- (3) その他、振興会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 振興会は、本会の目的に賛同する民間団体、企業並びに佐賀県及び伊万里市をもって構成する。

(役 員)

第5条 振興会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監 事 2名
- 2 会長は、伊万里商工会議所会頭をもって充てる。
 - 3 副会長は、伊万里市副市長及び佐賀県地域交流部長をもって充てる。
 - 4 監事は、総会に諮り、会長が委嘱する。
 - 5 監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
なお、監事が任期中に職を退任した場合は、後任の職の者が就任し、任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、振興会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計事務を監査する。
なお、監事が任期中に職を退任した場合でも、後任の監事が就任するまでの期間は、前任者が監査する。

(参 与)

第7条 振興会に参加を置くことができる。

- 2 参加は会長が委嘱する。

(会 議)

第8条 振興会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第9条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 事業計画に関すること
 - (2) 規約の改廃に関すること
 - (3) 予算、決算に関すること
 - (4) その他、振興会の運営に関する重要な事項
- 2 総会は、会長が必要に応じ、召集する。
- 3 総会においては、会長が議長となる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、総会に付議すべき事項、その他振興会の運営に関する事項について審議する。

- 2 幹事は、会員の中から、会長が指名する。
- 3 幹事長は、伊万里市総合政策部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、佐賀県地域交流部港湾課長、伊万里市総合政策部伊万里湾総合開発課長及び伊万里国際コンテナターミナル株式会社事務局長をもって充てるものとし、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会は、幹事長が召集し、幹事長はその議長となる。
- 6 幹事会には、必要に応じ、関係者を出席させることができるものとする。

(専門部会)

第11条 振興会の事業を専門的に調査、研究するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会の部会員は、会員の中から幹事長が指名する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

(会計)

第12条 振興会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、1口につき1万円とし、会計年度ごとに会員が納入する。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 4 経費に係る申請、請求等については幹事長を代理人と定め、幹事長にその権限を委任する。

(名誉職)

第13条 振興会に、次の名誉職を置く。

- (1) 名誉会長
 - (2) 名誉副会長
- 2 名誉会長は、佐賀県知事をもって充てる。
 - 3 名誉副会長は、伊万里市長をもって充てる。

(事務局)

第14条 振興会の事務局は、伊万里市総合政策部伊万里湾総合開発課に置く。

- 2 事務局は、振興会の庶務を行う。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成11年8月18日から施行する。

附 則（平成12年4月28日）

- 1 この規約は、平成12年4月28日から施行する。
- 2 平成12年度の会計年度は、第12条第3項の規定にかかわらず、本規約改正の日から平成13年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成13年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月10日から施行する。